○青森県低炭素建築物新築等計画認定申請手数料等徴収条例

平成二十五年三月二十七日 青森県条例第十六号 改正 平成二六年三月二六日条例第四八号 平成二七年三月二五日条例第三二号 令和二年三月二七日条例第一八号 令和四年一二月一六日条例第四九号 令和六年三月二七日条例第二一号

令和七年三月二八日条例第二七号

青森県低炭素建築物新築等計画認定申請手数料等徴収条例をここに公布する。

青森県低炭素建築物新築等計画認定申請手数料等徴収条例

(趣旨)

第一条 この条例は、都市の低炭素化の促進に関する法律(平成二十四年法律第八十四号。 以下「法」という。)第五十三条第一項の規定による低炭素建築物新築等計画の認定及 び法第五十五条第一項の規定による低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請手数料 の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。

(手数料の納入)

第二条 別表に掲げる者は、同表に定める手数料を納入しなければならない。 (手数料の納入方法)

第三条 手数料の納入は、青森県収入証紙をもってしなければならない。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成二六年条例第四八号)

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 則(平成二七年条例第三二号)

この条例は、平成二十七年六月一日から施行する。

附 則(令和二年条例第一八号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行前になされた申請に係る手数料については、なお従前の例による。 附 則(令和四年条例第四九号)
- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行前になされた申請に係る手数料については、なお従前の例による。

附 則(令和六年条例第二一号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第一号の改正規定(「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改める部分に限る。)は、令和六年四月一日から施行する。
- 2 この条例の施行前になされた申請に係る手数料については、なお従前の例による。 附 則(令和七年条例第二七号)
- 1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。
- 2 この条例の施行前になされた申請に係る手数料については、なお従前の例による。 別表 (第二条関係)

(令四条例四九・全改、令六条例二一・一部改正)

手数料を納入			手数料						
すべき者	名称		区分	金額					
一 法第五十	低炭素建	知事が	一戸建ての住宅(一棟の建築物からなる		四千円				
三条第一項	築物新築	定める	一戸の住宅をいう	う。以下同じ。)又は複					
の規定によ	等計画認	者があ	合建築物(建築物	エネルギー消費性能基					
る低炭素建	定申請手	らかじ	準等を定める省令) (平成二十八年/経済					
築物新築等	数料	め法第	産業省/国土交通	省/令第一号。以下「省					
計画の認定		五十四	令」という。) 第	一条第一項第一号に規					
を受けよう		条第一	定する複合建築物	かをいう。以下同じ。)(住					
とする者		項各号	戸の数が一のもの	つに限る。) の住宅部分					
		に掲げ	(省令第一条第二	「項に規定する住宅部分					
		る基準	をいう。以下同じ	2.0)					
		(以下	共同住宅等(共	共同住宅等又は複合建	八千円				
		「認定	同住宅、長屋そ	築物の住戸の数が四以					
		基準」	の他の一戸建て	下の場合					
		とい	の住宅以外の住	共同住宅等又は複合建	一万八千円				
		う。)	宅をいう。以下	築物の住戸の数が五以					
		に適合	同じ。)又は複合	上十五以下の場合					
		すると	建築物(住戸の	共同住宅等又は複合建	四万円				
		認めた	数が一のものを	築物の住戸の数が十六					
		場合	除く。)の住宅部	以上四十五以下の場合					
			分	共同住宅等又は複合建	七万三千円				

	築物の住戸の数が四十	
	六以上の場合	
非住宅建築物(省	非住宅建築物又は複合	八千円
令第一条第一項	建築物の非住宅部分の	
第一号に規定す	床面積の合計が三百平	
る非住宅建築物	方メートル未満の場合	
をいう。以下同	非住宅建築物又は複合	一万四千円
じ。) 又は複合建	建築物の非住宅部分の	
築物の非住宅部	床面積の合計が三百平	
分(同号本文に	方メートル以上千平方	
規定する非住宅	メートル未満の場合	
部分をいう。以	非住宅建築物又は複合	二万四千円
下同じ。)	建築物の非住宅部分の	
	床面積の合計が千平方	
	メートル以上二千平方	
	メートル未満の場合	
	非住宅建築物又は複合	七万三千円
	建築物の非住宅部分の	
	床面積の合計が二千平	
	方メートル以上五千平	
	方メートル未満の場合	
	非住宅建築物又は複合	十一万六千
	建築物の非住宅部分の	円
	床面積の合計が五千平	
	方メートル以上一万平	
	方メートル未満の場合	
	非住宅建築物又は複合	十四万六千
	建築物の非住宅部分の	円
	床面積の合計が一万平	
	方メートル以上二万五	
	千平方メートル未満の	
	場合	

Ī			1.1
		非住宅建築物又は複合	
		建築物の非住宅部分の	円
		床面積の合計が二万五	
		千平方メートル以上の	
		場合	
複合建	住宅部	複合建築物の住戸の数	四千円
築物	分	が一の場合	
		複合建築物の住戸の数	八千円
		が二以上四以下の場合	
		複合建築物の住戸の数	一万八千円
		が五以上十五以下の場	
		合	
		複合建築物の住戸の数	四万円
		 が十六以上四十五以下	
		 の場合	
		複合建築物の住戸の数	七万三千円
		 が四十六以上の場合	
	非住宅	複合建築物の非住宅部	八千円
	部分	分の床面積の合計が三	
		 百平方メートル未満の	
		場合	
		複合建築物の非住宅部	一万四千円
		分の床面積の合計が三	
		 百平方メートル以上千	
		 平方メートル未満の場	
		 合	
		 複合建築物の非住宅部	二万四千円
		 分の床面積の合計が千	
		平方メートル以上二千	
		平方メートル未満の場	
		合	
			七万三千円
	l		=/4 == 1 1

		分の床面積の合計が二	
		 千平方メートル以上五	
		 千平方メートル未満の	
		場合	
		複合建築物の非住宅部	十一万六千
		分の床面積の合計が五	円
		千平方メートル以上一	
		万平方メートル未満の	
		場合	
		複合建築物の非住宅部	十四万六千
		分の床面積の合計が一	円
		万平方メートル以上二	
		万五千平方メートル未	
		満の場合	
		複合建築物の非住宅部	十八万三千
		分の床面積の合計が二	円
		万五千平方メートル以	
		上の場合	
その他	一戸建ての住宅	省令第十条第二号イ	三万四千円
の場合	又は複合建築物	(1)及び口(1)の基準を	
	(住戸の数が一	用いる場合	
	のものに限る。)	省令第十条第二号イ	一万七千円
	の住宅部分	(2)及び口(2)の基準を	
		用いる場合	
		その他の場合	二万五千円
	共同住宅等又は	省令第二共同住宅等又	六万三千円
		十条第一は複合建築物	
	戸の数が一のも	二号イの住戸の数が	
		(1)及び 四以下の場合	
		口(1)の 共同住宅等又	十万五千円
		基準をは複合建築物	
	用部分(省令第	用いるの住戸の数が	

条:	第二	項	第三	場	合		五以上	:十五以	X.	
こ:	掲け	ずる	建築				下の場	易合		
かる	部分	をし	ヽぅ。				共同住	E宅等J	Z	十七万九千
FI	同じ	。)	以外				は複合	6建築物	b d	円
郭	分						の住戸	可の数が	ž	
							十六以	人上四十	H	
							五以下	ドの場合	7	
						-	共同住	E宅等ス	Z	二十五万六
							は複合)建築物	勿	千円
							の住戸	可の数が	ž	
							四十六	以上の	0	
							場合			
				省	令 第	Ē	共同住	E宅等ス	Z	二万九千円
				+	条第	3	は複合)建築物	勿	
				=	号イ	•	の住戸	可の数が	ž(
				(2)	及 ひ	ĸ	四以下	での場合	7	
				口	(2) 0		共同住	E宅等J	Z	五万千円
				基	準を	-	は複合)建築物	勿	
				用	いる		の住戸	すの数が	ž	
				場	合		五以上	:十五以	以	
							下の場			
							共同住	E宅等ス	ζ	九万四千円
							は複合)建築物	勿	
							の住戸	可数が	ž	
							十六以	人上四十	H	
							五以下	「の場合	7	
						-	共同住	E宅等ス	ζ	十四万二千
							は複合)建築物	勿	円
							の住戸	すの数が	ž	
							四十さ	以上の	D	
							場合			
				マ	の坐	1, 1.	共同4	E宅等ス	7	四万六千円

	の場合	は複合建築物	
		の住戸の数が	
		四以下の場合	
		共同住宅等又	七万八千円
		は複合建築物	
		の住戸の数が	
		五以上十五以	
		下の場合	
		共同住宅等又	十三万六千
		は複合建築物	円
		の住戸の数が	
		十六以上四十	
		五以下の場合	
		共同住宅等又	十九万九千
		は複合建築物	円
		の住戸の数が	
		四十六以上の	
		場合	
共同住宅等の共	共同住宅	医等の共用部分	二十万七千
用部分又は複合	又は複合	建築物の住宅	円
建築物の住宅部	部分の共	宗用部分の床面	
分のうちの共用	積の合計	か三百平方メ	
部分	ートル未	に満の場合	
	共同住宅	医等の共用部分	二十六万円
	又は複合	建築物の住宅	
	部分の共	用部分の床面	
	積の合計	か三百平方メ	
	ートルじ	人上千平方メー	
	トル未満	ある場合	
	共同住宅	医等の共用部分	三十三万六
	又は複合	建築物の住宅	千円
	部分の共	に用部分の床面	

I	積の合計が千平方メー	
	トル以上二千平方メー	
	トル未満の場合	
	共同住宅等の共用部分	四十八万円
	又は複合建築物の住宅	
	部分の共用部分の床面	
	積の合計が二千平方メ	
	ートル以上五千平方メ	
	ートル未満の場合	
	共同住宅等の共用部分	五十九万千
	又は複合建築物の住宅	円
	部分の共用部分の床面	
	積の合計が五千平方メ	
	ートル以上一万平方メ	
	ートル未満の場合	
	共同住宅等の共用部分	六十九万九
	又は複合建築物の住宅	千円
	部分の共用部分の床面	
	積の合計が一万平方メ	
	ートル以上二万五千平	
	方メートル未満の場合	
	共同住宅等の共用部分	七十九万七
	又は複合建築物の住宅	千円
	部分の共用部分の床面	
	積の合計が二万五千平 方メートル以上の場合	
非住宅建築物又	省 令 第 非住宅建築物	二十万七千
は複合建築物の	十条第又は複合建築	円
非住宅部分	一号イ物の非住宅部	
	(1)の 基 分の床面積の	
	準を用合計が三百平	
	いる場方メートル未	

			1		
	満の場合				
二十六万円	非住宅建築物	同号た			
	又は複合建築	だし書			
	物の非住宅部	の規定			
	分の床面積の	を適用			
	合計が三百平	する場			
	方メートル以	合			
	上千平方メー				
	トル未満の場				
	合				
三十三万六	非住宅建築物				
千円	又は複合建築				
	物の非住宅部				
	分の床面積の				
	合計が千平方				
	メートル以上				
	二千平方メー				
	トル未満の場				
	合				
四十八万円	非住宅建築物				
	又は複合建築				
	物の非住宅部				
	分の床面積の				
	合計が二千平				
	方メートル以				
	上五千平方メ				
	ートル未満の				
	場合				
五十九万千	非住宅建築物				
円	又は複合建築				
	物の非住宅部				
	分の床面積の				

				合計が五千平	
				方メートル以	
				上一万平方メ	
				ートル未満の	
				場合	
				非住宅建築物	六十九万九
				又は複合建築	千円
				物の非住宅部	
				分の床面積の	
				合計が一万平	
				方メートル以	
				上二万五千平	
				方メートル未	
				満の場合	
				非住宅建築物	七十九万七
				又は複合建築	千円
				物の非住宅部	
				分の床面積の	
				合計が二万五	
				千平方メート	
				ル以上の場合	
			省令第	非住宅建築物	七万九千円
			十条第	又は複合建築	
			一号イ	物の非住宅部	
			(2)の基	分の床面積の	
			準を用	合計が三百平	
			いる場	方メートル未	
			合	満の場合	
				非住宅建築物	十万千円
				又は複合建築	
				物の非住宅部	
				分の床面積の	
	I	1			

		合計が三百平	
		方メートル以	
		上千平方メー	
		トル未満の場	
		合	
		非住宅建築物	十三万三千
		又は複合建築	円
		物の非住宅部	
		分の床面積の	
		合計が千平方	
		メートル以上	
		二千平方メー	
		トル未満の場	
		合	
		非住宅建築物	二十一万五
		又は複合建築	千円
		物の非住宅部	
		分の床面積の	
		合計が二千平	
		方メートル以	
		上五千平方メ	
		ートル未満の	
		場合	
		非住宅建築物	二十八万千
		又は複合建築	円
		物の非住宅部	
		分の床面積の	
		合計が五千平	
		方メートル以	
		上一万平方メ	
		ートル未満の	
		場合	

				1	非住宅建築物	ニナニカハト
					又は複合建築	
						1 17
					物の非住宅部	
					分の床面積の	
					合計が一万平	
					方メートル以	
					上二万五千平	
					方メートル未	
					満の場合	
					非住宅建築物	三十九万七
					又は複合建築	千円
					物の非住宅部	
					分の床面積の	
					合計が二万五	
					千平方メート	
					ル以上の場合	
		複合建	住宅部	省令第	複合建築物の	複合建築物
		築物	分のう	十条第	住戸の数が一	
			ち共用	二号イ	の場合	
			部分以	(1)及び	複合建築物の	六万三千円
			外の部	ロ (1)の	住戸の数が二	
			分	基準を	以上四以下の	
				用いる	場合	
				場合	複合建築物の	十万五千円
					住戸の数が五	
					以上十五以下	
					の場合	
					複合建築物の	十七万九千
					住戸の数が十	円
					六以上四十五	
					以下の場合	
					複合建築物の	二十五万六
ı				ı	ı İ	ı

1	1.6			1	
千円	住戸の数が四				
	十六以上の場				
	合				
一万七千円	複合建築物の				
	住戸の数が一				
二万九千円	複合建築物の	二号イ(2)及び			
	住戸の数が二				
	以上四以下の				
		用いる			
五万千円	複合建築物の	場合			
	住戸の数が五				
	以上十五以下				
	の場合				
九万四千円	複合建築物の				
	住戸の数が十				
	六以上四十五				
	以下の場合				
十四万二千	複合建築物の				
円	住戸の数が四				
	十六以上の場				
	合				
二万五千円	複合建築物の	その他			
	住戸の数が一	の場合			
	の場合				
四万六千円	複合建築物の				
	住戸の数が二				
	以上四以下の				
	場合				
七万八千円	複合建築物の				
	住戸の数が五				
	以上十五以下				
Ī	1	i	ı	1	İ

	の場合	
十三万六千	複合建築物の	
円	住戸の数が十	
	六以上四十五	
	以下の場合	
十九万九千	複合建築物の	
円	住戸の数が四	
	十六以上の場	
	合	
二十万七千	建築物の住宅部分	住宅部
円	用部分の床面積の	分の共
	が三百平方メート	用部分
	満の場合	
二十六万円	建築物の住宅部分	
	用部分の床面積の	
	が三百平方メート	
	上千平方メートル	
	の場合	
三十三万六	建築物の住宅部分	
千円	用部分の床面積の	
	が千平方メートル	
	二千平方メートル	
	の場合	
四十八万円	建築物の住宅部分	
	用部分の床面積の	
	が二千平方メート	
	上五千平方メート	
	満の場合	
五十九万千	建築物の住宅部分	
円	用部分の床面積の	
	が五千平方メート	
	上一万平方メート	

	ル未満の)場合	
	複合建築	受物の住宅部分	六十九万九
	の共用部	3分の床面積の	千円
	合計が一	-万平方メート	
	ル以上ニ	万五千平方メ	
	ートル未	:満の場合	
	複合建築	受物の住宅部分	七十九万七
	の共用部	3分の床面積の	千円
	合計が二	万五千平方メ	
	ートルじ	人上の場合	
非住宅	省令第	複合建築物の	二十万七千
部分	十条第	非住宅部分の	円
	一号イ	床面積の合計	
	(1)の基	が三百平方メ	
	準を用	ートル未満の	
	いる場	場合	
	合又は	複合建築物の	二十六万円
	同号た	非住宅部分の	
	だし書	床面積の合計	
	の規定	が三百平方メ	
	を適用	ートル以上千	
	する場	平方メートル	
	合	未満の場合	
		複合建築物の	三十三万六
		非住宅部分の	千円
		床面積の合計	
		が千平方メー	
		トル以上二千	
		平方メートル	
		未満の場合	
		複合建築物の	四十八万円
		非住宅部分の	

,		1			ı .
				床面積の合計	
				が二千平方メ	
				ートル以上五	
				千平方メート	
				ル未満の場合	
				複合建築物の	五十九万千
				非住宅部分の	円
				床面積の合計	
				が五千平方メ	
				ートル以上一	
				万平方メート	
				ル未満の場合	
				複合建築物の	六十九万九
				非住宅部分の	千円
				床面積の合計	
				が一万平方メ	
				ートル以上二	
				万五千平方メ	
				ートル未満の	
				場合	
				複合建築物の	七十九万七
				非住宅部分の	千円
				床面積の合計	
				が二万五千平	
				方メートル以	
				上の場合	
			省令第	複合建築物の	七万九千円
			十条第	非住宅部分の	
			一号イ	床面積の合計	
			(2)の基	が三百平方メ	
			準を用	ートル未満の	
			いる場	場合	

I					合	複合建築物の	十万千円
					П	非住宅部分の	1 /3 1 1 3
						床面積の合計	
						が三百平方メ	
						ートル以上千	
						平方メートル	
						未満の場合	
						複合建築物の	—————————————————————————————————————
						非住宅部分の	円
						床面積の合計	1 1
						が千平方メー	
						トル以上二千	
						平方メートル	
						未満の場合	
						複合建築物の	一十一万五
						非住宅部分の	
						床面積の合計	113
						が二千平方メ	
						ートル以上五	
						千平方メート	
						ル未満の場合	
						複合建築物の	二十八万千
						非住宅部分の	円
						床面積の合計	
						が五千平方メ	
						ートル以上一	
						万平方メート	
						ル未満の場合	
						複合建築物の	三十三万八
						非住宅部分の	千円
						床面積の合計	
						が一万平方メ	
		I	1	1		' ' ' '	

1	I	Ī	1		1
				ートル以上二	
				万五千平方メ	
				ートル未満の	
				場合	
				複合建築物の	三十九万七
				非住宅部分の	千円
				床面積の合計	
				が二万五千平	
				方メートル以	
				上の場合	
二 法第五十	低炭素建	知事が	一戸建ての住宅ス	スは複合建築物(住戸の	二千円
五条第一項	築物新築	定める	 数が一のものに	艮る。) の住宅部分	
の規定によ	等計画変	者があ	共同住宅等又は	共同住宅等又は複合建	四千円
る低炭素建	更認定申	らかじ	複合建築物(住	築物の住戸の数が四以	
築物新築等	請手数料	め認定	 戸の数が一のも	下の場合	
計画の変更		基準に	のを除く。)の住	共同住宅等又は複合建	九千円
の認定を受		適合す	宅部分	築物の住戸の数が五以	
けようとす		ると認		上十五以下の場合	
る者		めた場		共同住宅等又は複合建	二万円
		合		築物の住戸の数が十六	
				以上四十五以下の場合	
				共同住宅等又は複合建	三万六千円
				築物の住戸の数が四十	
				六以上の場合	
			非住宅建築物又	非住宅建築物又は複合	四千円
			 は複合建築物の	建築物の非住宅部分の	
			非住宅部分	床面積の合計が三百平	
				方メートル未満の場合	
				非住宅建築物又は複合	七千円
				建築物の非住宅部分の	
				床面積の合計が三百平	
				方メートル以上千平方	
I	I	1	ı	I	

		メートル未満の場合	
		非住宅建築物又は複合	一万二千円
		建築物の非住宅部分の	
		床面積の合計が千平方	
		メートル以上二千平方	
		メートル未満の場合	
		非住宅建築物又は複合	三万六千円
		建築物の非住宅部分の	
		床面積の合計が二千平	
		方メートル以上五千平	
		方メートル未満の場合	
		非住宅建築物又は複合	五万八千円
		建築物の非住宅部分の	
		床面積の合計が五千平	
		方メートル以上一万平	
		方メートル未満の場合	
		非住宅建築物又は複合	七万三千円
		建築物の非住宅部分の	
		床面積の合計が一万平	
		方メートル以上二万五	
		千平方メートル未満の	
		場合	
		非住宅建築物又は複合	九万千円
		建築物の非住宅部分の	
		床面積の合計が二万五	
		千平方メートル以上の	
		場合	
複合建	住宅部	複合建築物の住戸の数	二千円
築物	分	が一の場合	
		複合建築物の住戸の数	四千円
		が二以上四以下の場合	
		複合建築物の住戸の数	九千円

			が五以上十五以下の場	1
			合	
			複合建築物の住戸の数	二万円
			が十六以上四十五以下	
			の場合	
			複合建築物の住戸の数	三万六千円
			が四十六以上の場合	
	j	非住宅	複合建築物の非住宅部	四千円
	幸	部分	分の床面積の合計が三	
			百平方メートル未満の	
			場合	
			複合建築物の非住宅部	七千円
			分の床面積の合計が三	
			百平方メートル以上千	
			平方メートル未満の場	
			合	
			複合建築物の非住宅部	一万二千円
			分の床面積の合計が千	
			平方メートル以上二千	
			平方メートル未満の場	
			合	
			複合建築物の非住宅部	三万六千円
			分の床面積の合計が二	
			千平方メートル以上五	
			千平方メートル未満の	
			場合	
			複合建築物の非住宅部	五万八千円
			分の床面積の合計が五	
			千平方メートル以上一	
			万平方メートル未満の	
			場合	
			複合建築物の非住宅部	七万三千円

1	1					
				分の床面	i積の合計が一	
				万平方メ	ートル以上二	
				万五千平	方メートル未	
				満の場合	`	
				複合建築	物の非住宅部	九万千円
				分の床面	i積の合計が二	
				万五千平	方メートル以	
				上の場合		
	その他	一戸建て	の住宅	省令第-	十条第二号イ	一万七千円
	の場合	又は複合	·建築物	(1)及び1	コ(1)の基準を	
		(住戸の	数が一	用いる場	合	
		のものに	限る。)	省令第-	十条第二号イ	八千円
		の住宅部分	分	(2)及び	コ(2)の基準を	
				用いる場	合	
				その他の	場合	一万二千円
		共同住宅	等又は	省令第	共同住宅等又	三万千円
		複合建築	物(住	十条第	は複合建築物	
		戸の数が	ーのも	二号イ	の住戸の数が	
		のを除く。	。) の住	(1)及び	四以下の場合	
		宅部分の	うち共	ロ (1)の	共同住宅等又	五万二千円
		用部分以	外の部	基準を	は複合建築物	
		分		用いる	の住戸の数が	
				場合	五以上十五以	
					下の場合	
					共同住宅等又	八万九千円
					は複合建築物	
					の住戸の数が	
					十六以上四十	
					五以下の場合	
					共同住宅等又	十二万八千
					は複合建築物	円
					の住戸の数が	
•	•					

	m 1.4pr 1.al	
	四十六以上の	
	場合	
一万四千日	共同住宅等又	
	は複合建築物	
	の住戸の数が	
一万工工厂	四以下の場合 共同住宅等又	
<i>→/J ⊥</i> . 1 1 .	は複合建築物	
	の住戸の数が	
	五以上十五以	場合
	下の場合	
四万七千四	共同住宅等又	
	は複合建築物	
	の住戸の数が	
	十六以上四十	
	五以下の場合	
七万一千円	共同住宅等又	
	は複合建築物	
	の住戸の数が	
	四十六以上の	
	場合	
二万三千日	共同住宅等又	その他
	は複合建築物	の場合
	の住戸の数が	
	四以下の場合	
三万九千F	共同住宅等又	
	は複合建築物	
	の住戸の数が	
	五以上十五以	
	下の場合	
六万八千	共同住宅等又	
	は複合建築物	

1	l	<u> </u>		の住戸の数が	1
				十六以上四十	
				五以下の場合	17178
				共同住宅等又	九万九千円
				は複合建築物	
				の住戸の数が	
				四十六以上の	
				場合	
		共同住宅等の共	共同住宅	医等の共用部分	十万三千円
		用部分又は複合	又は複合	建築物の住宅	
		建築物の住宅部	部分の共	用部分の床面	
		分の共用部分	積の合計	が三百平方メ	
			ートル未	満の場合	
			共同住宅	2等の共用部分	十三万円
			又は複合	建築物の住宅	
				用部分の床面	
				が三百平方メ	
			トル未満	【上千平方メー 版の場合	
			1 / - /	1, 4, 2, 400 El	
			共同住宅	医等の共用部分	十六万八千
			又は複合	建築物の住宅	円
			部分の共	用部分の床面	
			積の合計	が千平方メー	
			トル以上	:二千平方メー	
			トル未満	ある場合	
			共同住宅	医等の共用部分	二十四万円
			 又は複合	建築物の住宅	
				用部分の床面	
				が二千平方メ	
				^ 一 - /3/	
			一トル末	に満の場合	

		共同住宅	※等の共用部分	二十九万五
		又は複合	全築物の住宅	千円
		部分の共	用部分の床面	
		積の合計	が五千平方メ	
		ートル以	【上一万平方メ	
		ートル未	満の場合	
		共同住宅	等の共用部分	三十四万九
		又は複合	建築物の住宅	千円
		部分の共	用部分の床面	
		積の合計	が一万平方メ	
		ートル以	上二万五千平	
		方メート	ル未満の場合	
		共同住宅	医等の共用部分	三十九万八
		又は複合	建築物の住宅	千円
		部分の共	用部分の床面	
		積の合計	が二万五千平	
		方メート	ル以上の場合	
非	主住宅建築物又	省令第	非住宅建築物	十万三千円
は	は複合建築物の	十条第	又は複合建築	
非	住宅部分	一号イ	物の非住宅部	
		(1)の基	分の床面積の	
		準を用	合計が三百平	
		いる場	方メートル未	
		合又は	満の場合	
		同号た	非住宅建築物	十三万円
		だし書	又は複合建築	
		の規定	物の非住宅部	
		を適用	分の床面積の	
		する場	合計が三百平	
		合	方メートル以	
			上千平方メー	
			トル未満の場	

1		合	
		非住宅建築物	十六万八千
		又は複合建築	円
		物の非住宅部	
		分の床面積の	
		合計が千平方	
		メートル以上	
		二千平方メー	
		トル未満の場	
		合	
		非住宅建築物	二十四万円
		又は複合建築	
		物の非住宅部	
		分の床面積の	
		合計が二千平	
		方メートル以	
		上五千平方メ	
		ートル未満の	
		場合	
		非住宅建築物	二十九万五
		又は複合建築	千円
		物の非住宅部	
		分の床面積の	
		合計が五千平	
		方メートル以	
		上一万平方メ	
		ートル未満の	
		場合	
		非住宅建築物	三十四万九
		又は複合建築	千円
		物の非住宅部	
		分の床面積の	

	ı	ı	I	1 1			ı
上二万五千平 方メートル未 満の場合 非住宅建築物 三十九万八 又は複合建築 物の非住宅部 分の床面積の 合計が二万五 千平方メート ル以上の場合 名令第 次は複合建築 一号イイ (2)のま 直で で会計が三百平 かの非の一トル未 満の場合 非住宅建築物 五万円 又は複合建築 物の非住宅部 分の計が三百平 アスは複合建築 物の非住宅部 分の所面積の 合計が三百平 カメートル未 満の場合 非住宅建築物 五万円 又は複合建築 物のの味面積の 合計が三百平 カメートルよ 満の場合						合計が一万平	
カメートル未 満の場合 非住宅建築物 三十九万八 又は複合建築 物の非住宅部 分の床面積の 合計が二万五 千平カメート ル以上の場合 で 第 水住宅建築物 ー号 イ 数の非住宅部 分の床面積の 準 を 別 あの非 (2)のの 準 を 別 あのま (2)のの 準 を 別 本 (2)のの 海 を 別 本 (2)のの 海 を 別 本 (2)のの 海 を 別 本 (2)のの 海 を 別 表 (3)の 場合 非住宅建築物 のの床面積の 合計が三百平 カメートル未 満の場合 非住宅建築物 のの床面積の 合計が三百平 カメートル未満の場合 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・							
講の場合 非住宅建築物							
非住宅建築物 フは複合建築 物の非住宅部 分の床面積の 合計が二万五 千平方メート ル以上の場合 着令 第 末住宅建築物 一 子 九 千 四 大						方メートル未	
又は複合建築						満の場合	
物の非住宅部 分の床面積の 合計が二万五 千平方メート ル以上の場合 名 令 第 非住宅建築物 三万九千円 十条 第 一号 イ						非住宅建築物	三十九万八
分の床面積の 合計が二万五 千平方メート ル以上の場合 省令第 非住宅建築物 ー号イ (2)の基 分の床面積の 合計が三百平 カメートル未 高の場合 非住宅建築物 又は複合建築 物の非住宅部 分の床面積の 合計が三百平 フは複合建築 物の非住宅部 分の床面積の 合計が三百平 フトルル以 上千平方メートルよ 高の 計が三百平 方メートル以 上千平方メートル未満の場 合 非住宅建築物 かの床面積の 合計が三百平 方メートルス 大ののようで、 がった。 かのようで、 かのようで、 かのようで、 かのようで、 かのようで、 かのようで、 かのようで、 かのようで、 かのようで、 かのようで、 かのようで、 かのようで、 かった。 かった。 かった。 かった。 かった。 かった。 かった。 かった。						又は複合建築	千円
合計が二万五 千平方メート ル以上の場合 2 令第 有令第 非住宅建築物 一号イ 物の非住宅部 (2)の基 分の床面積の 準を用 方メートル未 満の場合 非住宅建築物 非住宅建築物の非住宅部 分の床面積の 合計が三百平 方メートル以 上千平方メートル以 上千平方メートル未満の場合 非住宅建築物 ホ万六千円 又は複合建築物の非住宅部 かの非住宅部						物の非住宅部	
						分の床面積の	
ル以上の場合 省令第 非住宅建築物 三万九千円 十条第 又は複合建築 物の非住宅部 分の床面積の 資を用 かの場合 おびまる場合 非住宅建築物 五万円 又は複合建築 物の非住宅部 分の床面積の 合計が三百平 方メートル以 上千平方メートル未満の場合 非住宅建築物 六万六千円 又は複合建築 物の非住宅部						合計が二万五	
 省令第 非住宅建築物 三万九千円十条第 フは複合建築 一号イ 物の非住宅部 (2)の基 分の床面積の 準を用 合計が三百平 いる場 方メートル未 満の場合 非住宅建築物 五万円 又は複合建築 物の非住宅部 分の床面積の 合計が三百平 方メートル以上千平方メートル未満の場合 非住宅建築物 六万六千円 又は複合建築 物の非住宅部 						千平方メート	
十条第 又は複合建築 一号イ 物の非住宅部 (2)の基 分の床面積の 章を用 合計が三百平 下住宅建築物 五万円 又は複合建築 物の非住宅部 分の床面積の 合計が三百平 方メートル以上千平方メートル未満の場合 市・ル未満の場合 事性宅建築物 六万六千円 又は複合建築 物の非住宅部						ル以上の場合	
一号イ 物の非住宅部 (2)の基 分の床面積の 音計が三百平 下メートル未 満の場合 非住宅建築物 五万円 又は複合建築 物の非住宅部 分の床面積の 合計が三百平 方メートル以 上千平方メートル未満の場合 非住宅建築物 六万六千円 又は複合建築 物の非住宅部 やの非住宅部 大万六千円 又は複合建築 物の非住宅部 大万六千円 大大大千円 大大大大大大大大大大					省令第	非住宅建築物	三万九千円
(2)の 基 分の床面積の 準を用					十条第	又は複合建築	
準を用 合計が三百平 いる場					一号イ	物の非住宅部	
いる場合 方メートル未満の場合 非住宅建築物 五万円 又は複合建築物の非住宅部分の床面積の合計が三百平方メートル以上千平方メートル未満の場合 大万六千円又は複合建築物の非住宅部					(2)の基	分の床面積の	
合 満の場合 非住宅建築物 五万円 又は複合建築 物の非住宅部 分の床面積の 合計が三百平 方メートル以上千平方メートル未満の場合 合 非住宅建築物 六万六千円 又は複合建築 物の非住宅部					準を用	合計が三百平	
非住宅建築物 五万円 又は複合建築 物の非住宅部 分の床面積の 合計が三百平 方メートル以 上千平方メー トル未満の場 合 非住宅建築物 六万六千円 又は複合建築 物の非住宅部					いる場	方メートル未	
又は複合建築 物の非住宅部 分の床面積の 合計が三百平 方メートル以 上千平方メートル未満の場合 非住宅建築物 六万六千円 又は複合建築 物の非住宅部					合	満の場合	
物の非住宅部 分の床面積の 合計が三百平 方メートル以 上千平方メー トル未満の場 合 非住宅建築物 六万六千円 又は複合建築 物の非住宅部						非住宅建築物	五万円
分の床面積の 合計が三百平 方メートル以 上千平方メー トル未満の場 合 非住宅建築物 六万六千円 又は複合建築 物の非住宅部						又は複合建築	
合計が三百平 方メートル以 上千平方メートル未満の場合 合 非住宅建築物 六万六千円 又は複合建築 物の非住宅部						物の非住宅部	
方メートル以 上千平方メートル未満の場合 合 非住宅建築物 六万六千円又は複合建築物の非住宅部						分の床面積の	
上千平方メートル未満の場合 市住宅建築物 六万六千円又は複合建築物の非住宅部						合計が三百平	
トル未満の場合 非住宅建築物 六万六千円 又は複合建築 物の非住宅部						方メートル以	
合 非住宅建築物 六万六千円 又は複合建築 物の非住宅部						上千平方メー	
非住宅建築物 六万六千円 又は複合建築 物の非住宅部						トル未満の場	
又は複合建築 物の非住宅部						合	
物の非住宅部						非住宅建築物	六万六千円
						又は複合建築	
分の床面積の						物の非住宅部	
						分の床面積の	

1	I I		ı
		合計が千平方	
		メートル以上	
		二千平方メー	
		トル未満の場	
		合	
		非住宅建築物	十万七千円
		又は複合建築	
		物の非住宅部	
		分の床面積の	
		合計が二千平	
		方メートル以	
		上五千平方メ	
		ートル未満の	
		場合	
		非住宅建築物	十四万円
		又は複合建築	
		物の非住宅部	
		分の床面積の	
		合計が五千平	
		方メートル以	
		上一万平方メ	
		ートル未満の	
		場合	
		非住宅建築物	十六万九千
		又は複合建築	円
		物の非住宅部	
		分の床面積の	
		合計が一万平	
		方メートル以	
		上二万五千平	
		方メートル未	

			非住宅建築物	十九万八千
			又は複合建築	円
			物の非住宅部	
			分の床面積の	
			合計が二万五	
			千平方メート	
			ル以上の場合	
複合建	住宅部	省令第	複合建築物の	一万七千円
築物	分のう	十条第	住戸の数が一	
	ち共用	二号イ	の場合	
	部分以	(1)及び	複合建築物の	三万千円
	外の部	ロ (1)の	住戸の数が二	
	分	基準を	以上四以下の	
		用いる	場合	
		場合	複合建築物の	五万二千円
			住戸の数が五	
			以上十五以下	
			の場合	
			複合建築物の	八万九千円
			住戸の数が十	
			六以上四十五	
			以下の場合	
			複合建築物の	十二万八千
			住戸の数が四	円
			十六以上の場	
			合	
		省令第	複合建築物の	八千円
		十条第	住戸の数が一	
		二号イ	の場合	
		(2)及び	複合建築物の	一万四千円
		ロ (2)の	住戸の数が二	
		基準を	以上四以下の	

		用いる	場合	
		場合	複合建築物の	二万五千円
			住戸の数が五	
			以上十五以下	
			の場合	
			複合建築物の	四万七千円
			住戸の数が十	
			六以上四十五	
			以下の場合	
			複合建築物の	七万千円
			住戸の数が四	
			十六以上の場	
			合	
		その他	複合建築物の	一万二千円
		の場合	住戸の数が一	
			の場合	
			複合建築物の	二万三千円
			住戸の数が二	
			以上四以下の	
			場合	
			複合建築物の	三万九千円
			住戸の数が五	
			以上十五以下	
			の場合	
			複合建築物の	六万八千円
			住戸の数が十	
			六以上四十五	
			以下の場合	
			複合建築物の	九万九千円
			住戸の数が四	
			十六以上の場	
			合	

	字 部 複	夏合建築物の住宅部分	十万三千四
		の共用部分の床面積の	1/3 111
		計が三百平方メート	
		未満の場合	1
		夏合建築物の住宅部分	十三万円
)共用部分の床面積の	
		計が三百平方メート	
	ル	ン以上千平方メートル	
	未	ミ満の場合	
	複	夏合建築物の住宅部分	十六万八千
	0)共用部分の床面積の	円
	合	計が千平方メートル	
	D)	以上二千平方メートル	
	未	ミ満の場合	
	複	夏合建築物の住宅部分	二十四万円
	0)共用部分の床面積の	
	合	計が二千平方メート	
	ル	/以上五千平方メート	
	ル	・未満の場合	
	複	夏合建築物の住宅部分	二十九万五
	0)共用部分の床面積の	千円
	合	計が五千平方メート	
	ル	/以上一万平方メート	
	ル	・未満の場合	
	複	夏合建築物の住宅部分	三十四万九
	0) 共用部分の床面積の	千円
	 合	 計が一万平方メート	
	ル		
		トル未満の場合	
		夏合建築物の住宅部分	三十九万八
		の共用部分の床面積の	千円
		計が二万五千平方メ	113
		1回が一刀五1十刀/	

	ートル以	以上の場合	
非住	宅省令第	複合建築物の	十万三千円
部分	十条第	非住宅部分の	
	一号イ	床面積の合計	
	(1)の基	が三百平方メ	
	準を用	ートル未満の	
	いる場	場合	
	合又は	複合建築物の	十三万円
	同号た	非住宅部分の	
	だし書	床面積の合計	
	の規定	が三百平方メ	
	を適用	ートル以上千	
	する場	平方メートル	
	合	未満の場合	
		複合建築物の	十六万八千
		非住宅部分の	円
		床面積の合計	
		が千平方メー	
		トル以上二千	
		平方メートル	
		未満の場合	
		複合建築物の	二十四万円
		非住宅部分の	
		床面積の合計	
		が二千平方メ	
		ートル以上五	
		千平方メート	
		ル未満の場合	
		複合建築物の	二十九万五
		非住宅部分の	千円
		床面積の合計	
		が五千平方メ	

	ートル以上一				
	万平方メート				
	ル未満の場合				
三十四万九	複合建築物の				
千円	非住宅部分の				
	床面積の合計				
	が一万平方メ				
	ートル以上二				
	万五千平方メ				
	ートル未満の				
	場合				
三十九万八	複合建築物の				
千円	非住宅部分の				
	床面積の合計				
	が二万五千平				
	方メートル以				
	上の場合				
三万九千円	複合建築物の	省令第			
	非住宅部分の	十条第			
	床面積の合計	一号イ			
	が三百平方メ	(2)の基			
	ートル未満の	準を用			
	場合	いる場			
五万円	複合建築物の	合			
	非住宅部分の				
	床面積の合計				
	が三百平方メ				
	ートル以上千				
	平方メートル				
	未満の場合				
六万六千円	複合建築物の				
	非住宅部分の				
			 1	1	

1	1	1	1	1	1	1-1	1
						床面積の合計	
						が千平方メー	
						トル以上二千	
						平方メートル	
						未満の場合	
						複合建築物の	十万七千円
						非住宅部分の	
						床面積の合計	
						が二千平方メ	
						ートル以上五	
						千平方メート	
						ル未満の場合	
						複合建築物の	十四万円
						非住宅部分の	
						床面積の合計	
						が五千平方メ	
						ートル以上一	
						万平方メート	
						ル未満の場合	
						複合建築物の	十六万九千
						非住宅部分の	円
						床面積の合計	
						が一万平方メ	
						ートル以上二	
						万五千平方メ	
						ートル未満の	
						場合	
						複合建築物の	十九万八千
						非住宅部分の	円
						床面積の合計	
						が二万五千平	
						方メートル以	
	I	I	I	l			

備考 法第五十四条第二項(法第五十五条第二項において準用する場合を含む。)の規定により建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合における低炭素建築物新築等計画認定申請手数料及び低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料の額は、表の第一号又は第二号に定める額に、当該審査に係る一戸建ての住宅、共同住宅等、非住宅建築物又は複合建築物について青森県建築確認申請等手数料等徴収条例(平成十二年三月青森県条例第八十三号)別表第一号の規定の例により算定した額を加算した額とする。